

インフラ老朽化対策の一層の推進について（案）

平成 26 年 12 月 3 日
インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、当面、次のとおり、インフラ老朽化対策に取り組むこととする。

① 各府省庁は、平成 28 年度までのできるだけ早い時期に「インフラ長寿命化計画」（以下「行動計画」という。）を策定するとともに、行動計画の策定対象である地方公共団体、所管法人等のうち平成 28 年度までの策定を予定していないものに対し、平成 28 年度までのできるだけ早い時期に行動計画を策定するよう、所要の働きかけを行う（行動計画の策定要請を行っていない所管法人等に対しては、速やかに要請を行う）。

② 各府省庁は、所管法人等が管理するインフラについて、行動計画の策定対象とする分野及び主体を決定していない場合は、平成 26 年度中に、これを決定し、平成 28 年度までのできるだけ早い時期に行動計画を策定するよう策定対象の所管法人等に対して要請する。

（参考）インフラ長寿命化基本計画（抄）

Ⅳ. 1 ①対象施設

自らが管理者である又は所管する立場にあるインフラを構成する各施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる全ての施設について、行動計画の対象とする。

③ 国、地方公共団体、所管法人等による行動計画の策定状況については、この連絡会議の下に置かれた幹事会、あるいは事務局において継続的にとりまとめ、公表する。

④ 各府省は、インフラ老朽化対策のための計画策定や対策推進に活用可能な各種支援策※について、その周知及び充実に努める。

※財政的支援策、技術的支援策その他の支援策

⑤ この連絡会議において、「インフラ長寿命化基本計画」の進捗状況を取りまとめるとともに、同基本計画の推進方策の検討を行う。

以上